

知っておきたい 税金あれこれ No.3

(隔月発行)

 Ohta-Hosokawa Accounting Office 太田・細川会計事務所 資産税部

新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階

TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100

URL <http://www.otakaikai.com>

E-mail shisanzei@cksystem.net

相続税の物納制度が改正されました

この改正は、平成18年4月1日以後に相続が開始した場合に適用されます。それ以前に相続が開始している場合は、これまでと同じ取り扱いとなります。

収納される財産の基準が明確になりました。

物納不適格財産(国が収納しない財産。例えば抵当権のついている土地など)及び物納劣後財産(他に物納に適する財産がない場合に限って物納が認められる財産。例えば道路がついていない土地など)の範囲が明確になり、事前に自分の財産が物納の対象になるか、判断し易くなりました。

「とりあえず物納申請」が難しくなりました。

税務署は、申請期限から「3ヶ月以内」という極めて短い期間で物納を許可又は却下することになりました。今までは、「とりあえず物納申請」をしておいて、ゆっくり売却先を探すといった対応がされていたケースもありましたが、今後はそのような対応は難しくなりそうです。

物納でも利子税がかかります。

今までは物納が認められた場合、収納まで長い時間を要していても利子税の負担は必要ありませんでした。今後は、収納されるまでの期間(税務署側の手続きのための期間を除きます。)に対する利子税がかかることとなりました。

なお、これらの改正に伴い従来以上に第一段階での物納審査の基準が厳しくなるものと予想されます。すなわち相続税の納税は現金納付が原則ですが、「延納でも金銭納付が困難」な場合に限り『特例』として物納が認められることになっていますので、この「延納でも金銭納付困難」であることの審査が厳しくなると言われています。従って、従来の納税対策はもう一度確認し直す事が重要になりそうです。

贈与はキチンと行いましょう！

～現金・預金を贈与する際には、

次の点に注意しましょう～

現金は不動産や有価証券のように、もともと名義がついていないので、比較的簡単に贈与できます。しかし、その裏返しで、最も証拠が残りづらいものでもあります。キチンと手順を踏んで贈与をしても、その証拠を残しておかないと、後々税務署の調査官ともめることになってしまいます。現金・預金を贈与する際には次のような事に注意しましょう。

現金で贈与をする場合は、必ず契約書、覚書を残すこと。また、証拠を残すという意味では通帳でやりとりし、記帳を残すことをお勧めします。

預金で贈与を行う場合、通帳の印鑑は贈与する側、される側、**別の印鑑にすること。**(当たり前のことですが、つい同じ印鑑を使っていませんか?)

預金で贈与を行う場合、贈与された側の通帳、証書、印鑑は、贈与された人が**自分で管理をすること。**

毎年同じ時期に同じ金額を贈与することは、避けること。

特に は、現金・預金ならではの注意点です。

現金・預金は贈与額を容易に区切ることができるので、「毎年お正月に110万円ずつ贈与することにしましょう。贈与税の基礎控除(110万円)内なので、10年たったら贈与税を払わないで1,100万円贈与できる。」と考えて贈与すると、「当初から1,100万円贈与するつもりだった。」と判断されて、1,100万円が一年分の贈与とされてしまう可能性があります。そのようなトラブルを避けるためにも、贈与の時期や金額は、毎年変えた方が無難といえます。また、贈与税の基礎控除以下であっても、あわせて贈与税申告書の提出をお勧めします。

～ 一口情報 ～

5月1日より会社法が施行され、有限会社は設立する事ができなくなりました。また、株式会社を設立する際に必要だった資本金1,000万円以上の要件がなくなり、資本金0円で株式会社を設立することが出来る事になりました。